

雲仙市事業継続支援金 申請要領 (商工業者向け)

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けている市内事業者に対して雲仙市事業継続支援金を支給し、事業の継続を支援します。

2. 対象事業者

次の要件の全てに該当する事業者が対象です。

- (1) 「**市内に主たる事業所（本社、本店など）を有する法人**」または「**市内に住所を有する個人事業主**」であること
- (2) 次の表に掲げる比較対象売上を比較し、**20%以上減少**していること

※売上減少割合の算出方法

「比較対象売上⑥」－「比較対象売上④」＝「売上減少額（支給額）」

「売上減少額（支給額）」÷「比較対象売上⑥」＝「売上減少割合」（※小数点以下切捨）

令和4年1月～3月の各月売上の比較

（※ひと月でも**20%以上減少している場合は対象となります**）

事業開始時期	比較対象売上④	比較対象売上⑥
平成31年1月1日以前	令和4年1月～3月の各月売上（税抜）	「平成31年」または「令和2年」または「令和3年」の 同月売上（税抜）
平成31年1月2日～令和3年12月1日まで	令和4年1月～3月の各月売上（税抜）	事業を開始した月から令和3年12月までの 任意の連続する3か月の平均売上（税抜） ※令和3年11月以降に事業開始されている場合は、 事業開始月～12月までの平均売上（税抜）

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- (1) 令和3年3月末日までに納期限が到来した雲仙市税（国保税を含む。）に滞納がある場合
- (2) 他の市町村の同趣旨の支援金等の支給を申請する場合
- (3) 政治団体及び宗教上の組織又は団体である場合
- (4) 雲仙市暴力団排除条例(平成24年雲仙市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する場合

3. 支給金額（申請額）

支給金額（申請額）は、「2. 対象事業者」の（2）の表の売上を用いて、下記により算出します。（※支給額は単月ごとに算出します）

「比較対象売上⑧」－「比較対象売上⑨」＝「売上減少額（支給額）」

「売上減少額（支給額）」と「支給上限額（10万円）」のいずれか少ない額
＝「支給額（千円未満切捨）」

「支給額（1月分）」＋「支給額（2月分）」＋「支給額（3月分）」＝「支給金額（申請額）」

4. 申請手続き等

1. 申請書類等

次の申請書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。

また、提出いただいた申請書類は返却いたしません。

【申請書類及び添付書類】

1	雲仙市事業継続支援金支給申請書（様式第1号）
2	売上に関する確認書（中小企業者用）
3	【個人】令和3年（2021年）の確定申告書の控えの写し（第一表） 【法人】最新の確定申告書の控えの写し（別表一）
4	令和4年1月、2月、3月の月別の売上（比較対象売上⑨）が確認できる帳簿等の写し
5	上記「令和4年1月、2月、3月の月別の売上（比較対象売上⑨）」と比較する売上（比較対象売上⑧）が確認できる帳簿等の写し
6	開業届等の事業開始日が確認できる書類の写し ※平成31年1月2日以降に事業を開始した方のみ
7	振込先口座の通帳の見開き1ページ目の写し
8	運転免許証など、本人を確認できるものの写し ※個人事業者の場合のみ
9	申請書類チェックシート

2. 申請に必要な書類の入手方法

次の方法（場所）で、申請に必要な書類等を入手することができます。

- (1) 雲仙市ホームページ
- (2) 雲仙市役所本庁舎（商工労政課）および最寄りの総合支所の窓口

3. 申請方法

雲仙市役所本庁舎（農林課・農漁村整備課）および最寄りの総合支所の窓口まで直接ご持参いただくか、以下に示す申請先あてに郵送してください。（郵送の場合は、「簡易書留」や「レターパック」など郵便物が追跡できる方法でお送りください。）

【申請先】

〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名714
雲仙市役所 商工労政課 宛

4. 通知、支給の決定等

- (1) 申請書類の審査の結果、支援金を支給する旨の決定をしたときは、交付決定通知をお送りします。
- (2) 審査の結果、申請額と支給額が異なる場合があります。
- (3) 審査の結果、支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日不支給に関する通知を送付します。

5.申請期限

令和4年6月30日（木曜日）まで ※消印有効

6.その他留意事項等

1. 「申請書類チェックシート」をよく確認し、記入・添付の上申請して下さい。
2. 支援金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、支援金の支給決定を取り消し、支援金を全額返還いただくとともに、支援金受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金の納付を求めることがあります。
3. 申請内容に不正があった場合には、支援金の支給を受けた事業者名、店舗名などの情報を公表することがあります。
4. 申請者と支援金受給口座名義人が一致しない場合、委任状（任意様式）を提出して下さい。

【お問い合わせ】 雲仙市役所 商工労政課
電話番号 0957-38-3111
開設時間 8時30分から17時15分（土日祝を除く）